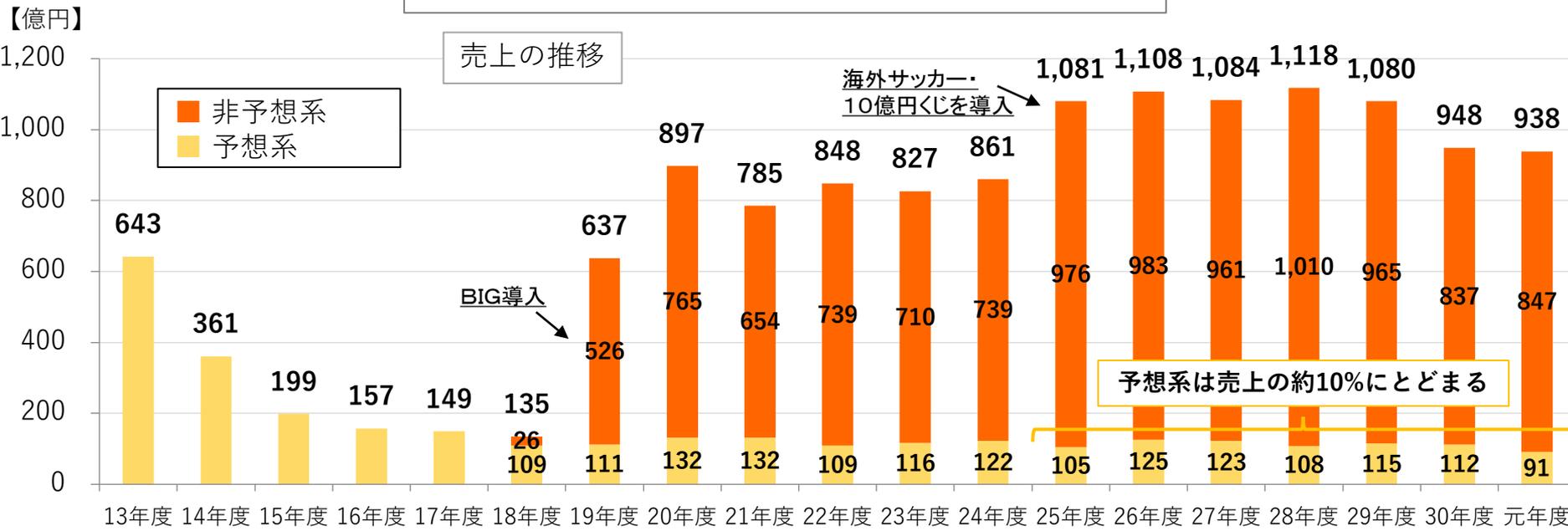


スポーツ振興投票における「予想系」と「非予想系」の売上の現状

資料 4

現在のスポーツ振興投票の売上は、「非予想系」が中心

売上の推移



予想系の商品



投票方法

指定されたサッカーの各試合の90分間での結果について、ホームチームの勝ち＝「1」、その他(引き分け・延長)＝0、負け＝「2」の3択で予想

指定されたサッカーの各試合(各チーム)の90分間での得点数について、0点＝「0」、1点＝「1」、2点＝「2」、3点以上＝「3」の4択で予想

指定試合数

13試合 5試合 3試合(6チーム) 2試合(4チーム)

単価

100円

当せん金額
(キャリアー時)

最高1億円(最高5億円) 約1万円 約10万円

非予想系の商品



指定されたサッカーの各試合の90分間での両チーム合計得点数について、1点以下＝「1」、2点＝「2」、3点＝「3」、4点以上＝「4」の4択でコンピュータが選択

指定されたサッカーの各試合の90分間での結果について、ホームチームの勝ち＝「1」、その他(引き分け・延長)＝「0」、負け＝「2」の3択でコンピュータが選択

12試合 14試合 11試合 9試合

300円 100円 200円

最高7億2億円(最高12億円) 最高3億円(最高6億円) 最高1億円(最高2億円) 最高2億円(最高4億円) 1

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び（独）日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（概要）

1. 背景・概要

1. スポーツレガシーの実現に向けた持続的発展

- ✓ プレイヤーズ・ファーストの徹底
- ✓ 地域スポーツの推進、運動部活動改革
- ✓ 国際競争力向上に向けた不断の強化支援
- ✓ スポーツを通じた社会課題の解決（健康増進、経済活性化、地域活性化、国際共創・国際貢献、共生社会の実現）

2. 新型コロナウイルス感染症への対応強化

- ✓ スポーツ大会やイベントの中止、延期、スポーツ施設の閉鎖
- ✓ スポンサー企業の財政状況の悪化による協賛金の減額、入場料・放映権の大幅減
- ✓ 経済的損失は、プロスポーツ業界全体で約1,272億円、関連業界も含めると2,747億円^(※)

➡ スポーツ界は深刻な危機に直面

〈スポーツ振興投票によるスポーツ界への貢献〉

総額：2,827億円

スポーツ振興助成：2,035億円(H14～R2)

スポーツ振興基金：76億円(H14～R2)

特定金額：572億円(H25～R1)

Jリーグへの配分：144億円(H12～R1)

※上記に加えて963億円を国庫納付

(※) 6月末までの推計値、宮本勝浩関西大学名誉教授による試算

2. 主な改正事項

1. スポーツ振興助成の対象拡大(toto法第21条)

スポーツレガシーの実現に向けた取組を助成事業の対象とできるよう、収益の用途を拡大

- ✓ 空調、ナイター照明整備や医療スタッフ確保(ソフト・ハード両面での「プレイヤーズファースト」の徹底)
- ✓ 地域における青少年スポーツ活動（部活動改革）
- ✓ 災害や感染症等が発生した場合における支援
- ✓ セカンドキャリア形成支援
- ✓ スポーツ団体の運営基盤の強化等（ガバナンスの強化、障がい者スポーツ団体の自立支援）
- ✓ スポーツを通じた国際交流・貢献

2. バスケットボールを対象競技に追加(toto法第2条等)

2015年の発足以来の実績等に鑑み、Bリーグを対象に追加

3. 観戦しながら予想を楽しめる新商品の導入 (toto法第2条等)

- (1)単一試合投票…単一の試合の結果・スコアを予想して投票する商品。サッカーは、例えばホームが1-0で勝利、アウェイが2-1で勝利など19パターン、バスケでは、勝ち負けとその点差によって16パターンを想定。
- (2)順位予想投票…リーグ戦やトーナメント戦の優勝チーム等を予想して投票する商品。

4. クラブ、選手や審判員等のステークホルダーが意思決定に参画するプラットフォームの構築(toto法第27条の2)

リーグに配分する運営費の使途等について、クラブやその他の関係者（選手や審判員等）のステークホルダーの意見を反映させる仕組みを構築。

➡ 民間事業者によるスポーツベッティングが合法化されている欧米では行い得ない日本独自の先進的なモデルになり得る

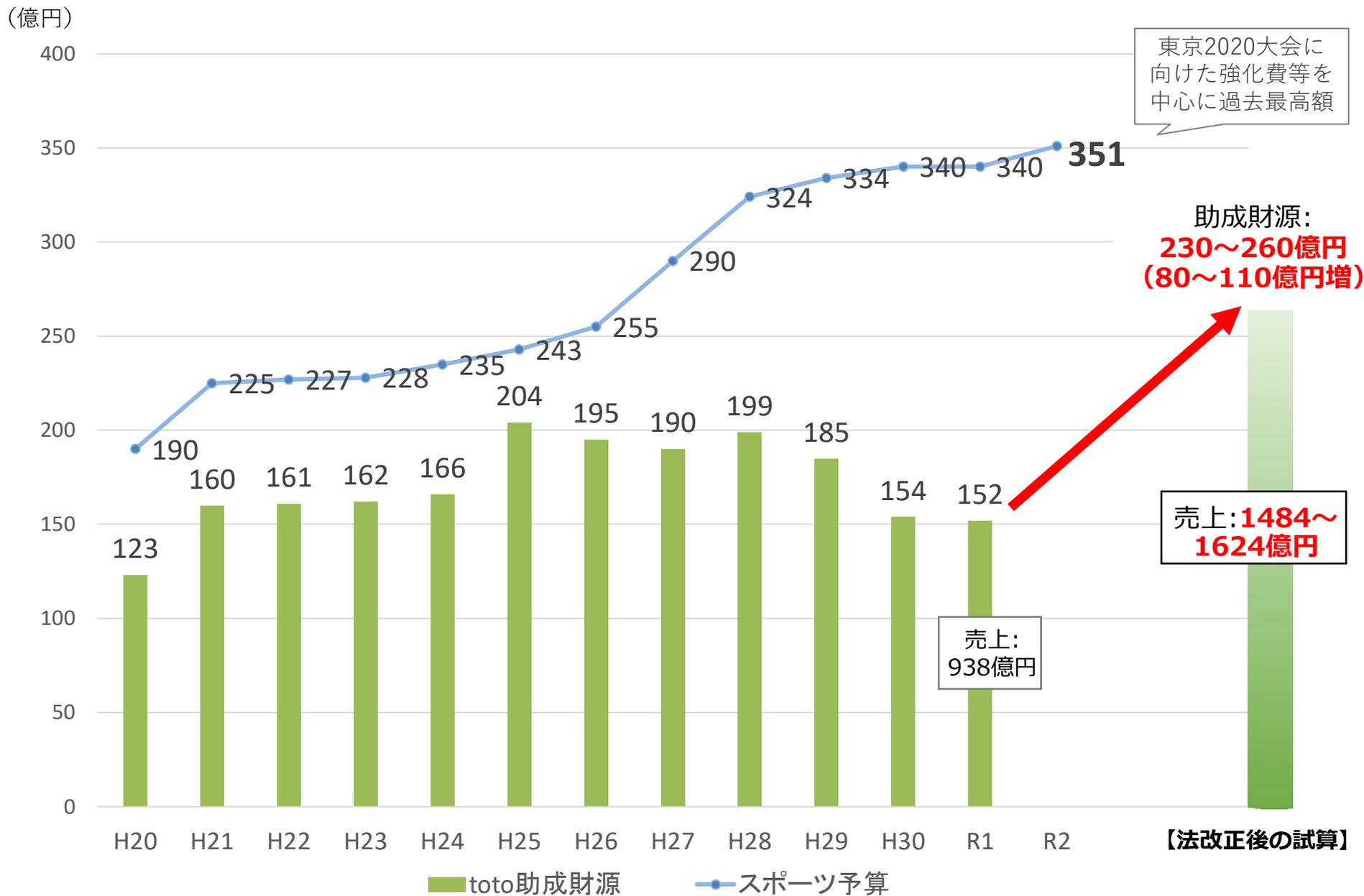
5. 特定業務規定の見直し(JSC法附則第8条の3)

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致・開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって「緊急に行う必要がある」ものとして文科大臣が財務大臣と協議して定める業務（=特定業務（オリパラ関連の施設整備等））については、スポーツ振興投票の売上の5%（特例的に令和5(2023)年度までは10%）以内をその財源に充てられるとされているが、今般、平成25(2013)年改正法の附則第4条の7年見直し規定を踏まえ、「緊急に行う必要がある」を「特に行う必要がある」に改め、今後の国際競技大会の招致への備えとなるよう規定を整備する。

3. 施行日

公布日（令和2年12月9日）より10日後（令和2年12月19日）

スポーツ振興投票の新商品導入による助成財源、売上の見込み



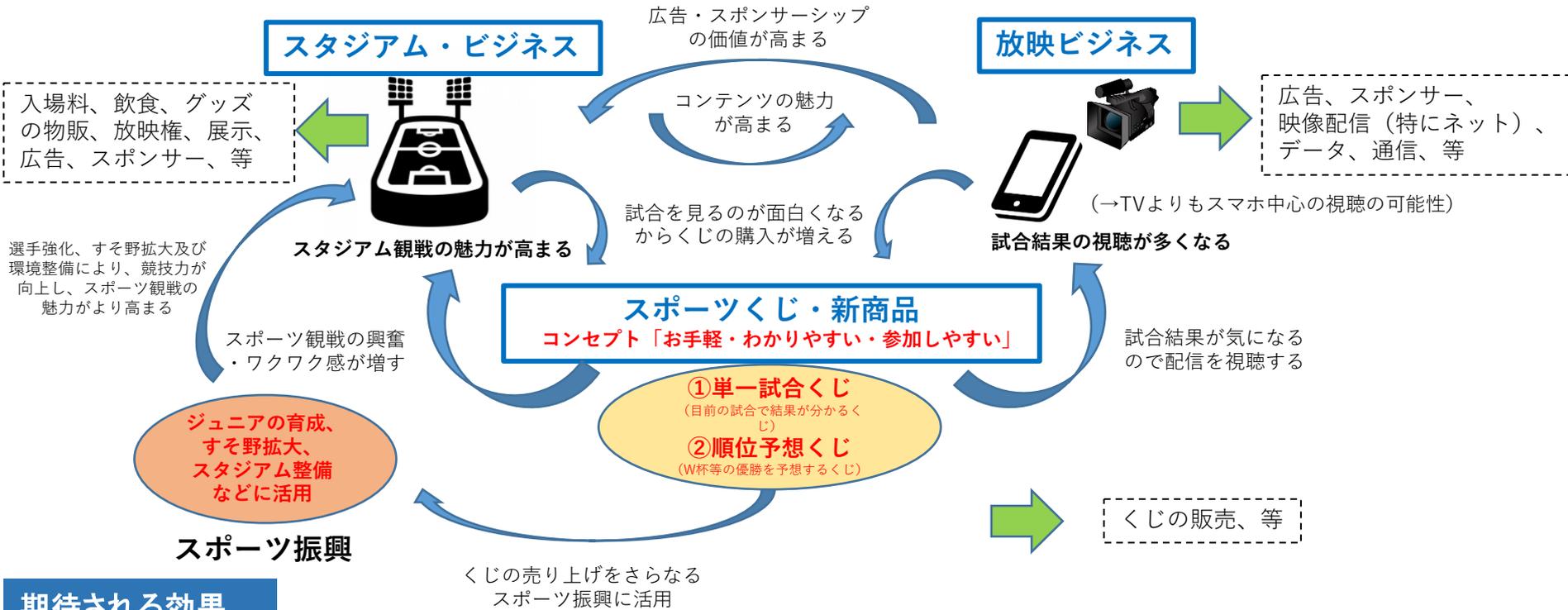
スポーツ振興くじの新商品の狙い

観ている試合に投票することでスポーツ観戦が何倍も楽しくなる、という事実

+

くじの購入者が、スポーツファンではなく、宝くじ購入ファンである、という事実

「スポーツくじによって、スポーツ観戦の魅力を増し、スポーツ産業の『正のスパイラル』を回す」



期待される効果

- ・ 新商品によって、スポーツ観戦の魅力が向上し、「観る」が増えることでスポーツ産業のスパイラルが回りだす。
- ・ スポーツ観戦の感動に触発されて、国民間でスポーツを通じた健康づくり・病気予防及び健康寿命が促進される。
- ・ 国民の税金ではなく、スポーツを楽しんだ人たちの受益者負担(くじの売り上げ)によって、さらなるスポーツ振興が図られるという持続可能な循環。